

副

本

平成16年(行ウ)第20号 ハツ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

準 備 書 面 (20)

平成21年1月16日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴

義

聖



被告茨城県知事指定代理人

仙 波

操

長谷川

浩

緑川

仁

木村

正人

芝沼

清隆

渡辺

彦勝

時野谷

浩

井坂

一頼

関根

仁彦

二川

浩

斉藤

茂雄

蓼沼

秋男

大川

麻里子

又田

敬之

志田

健文

被告茨城県公営企業管理者指定代理人

第1 請求の趣旨拡張の申立書（同訂正申立書による訂正後のもの）について

1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

(1) 変更後の請求に係る本案前の答弁

ア 変更後の請求の趣旨第2項の請求に係る訴え（被告茨城県公営企業管理者に対し怠る事実の違法確認を求める訴え）を却下する

イ 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

(2) 変更後の請求の趣旨に対する本案の答弁

ア 原告らの請求をいずれも棄却する

イ 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

2 変更後の請求に係る本案前の答弁の理由

被告らの答弁書2・3頁で述べたとおり、本件の財産を怠る事実（ハツ場ダ
ム使用権設定申請を取り下げる義務があるのにその行使を怠る事実）の違法確
認を求める訴えは、不適法であり却下を免れない。

3 変更の理由に対する答弁

(1) 1について
認める。

(2) 2及び3について
争う。

第2 法律上の主張の補充について

本件における被告らの法律上の主張については、被告ら準備書面（5）にお
いて述べ（治水関係につき同（6）7～14頁，利水関係につき同（8）8～
16頁において補充している。）、さらに、同（17）14～16頁と同（1
8）において「財務会計法規上の義務」に関し要点を述べたところである。原
告らの主張は主張自体失当であるが、以下若干の補足をする。

1 住民訴訟制度は、個人の権利や利益を保護するためのものではなく、地域住民の全体的利益のため、住民の手により地方公共団体職員の違法な財務会計行為を防止、是正等することによって、地方財務の適正な運営を確保することを目的とする制度であり、地方行政一般の非違を対象とするものではない。このことは、最高裁判決が繰り返し説示しているところである（被告ら準備書面（5）6頁参照）。

本件において原告らは、八ッ場ダム建設の要否を争点としているが、公共事業の必要性は選挙により選出された代表者の判断に委ねられるものであり、このような行政一般についてその非違、適否を問題とするための直接参政の制度としては、事務監査請求（地方自治法75条）、条例の制定改廃請求（同法74条）等の選挙権を有する者の50分の1の連署をもってする直接請求によることが予定されており、財務会計事項のみを対象とし、そのため住民1人でも出訴可能な住民訴訟によることはできないこととなっている。しかるに原告らは、専ら自己の政策判断を実現すべく、上記した直接請求の要件を潜脱し、住民訴訟の財務会計事項（公金の支出）に藉口して公共事業の必要性という一般行政上の政策判断を争っているものであり、しかも住民訴訟が予定しない国の事務（事業）の必要性を組上に乗せて争っているものである。

本件の原告らは、八ッ場ダム建設予定地に居住する等八ッ場ダム建設事業について法律上の利害関係を有するものではなく、もとより八ッ場ダム建設事業について国や各都県の利根川の治水、利水等についての行政責任を負える立場にはない。茨城県の総人口は約297万人（平成20年12月現在）、選挙権を有する者は約243万人（同上）であるが、茨城県の八ッ場ダム建設事業への参画等は、その代表者の判断により行われているものであって、本件の21名の原告が、八ッ場ダム建設事業の適否、要否を争える正当性は何もないのである。

本件は、住民訴訟の濫用しかも極端な濫用例であり、上記したことから、八ッ場ダムの必要性についての実体上の議論をするまでもなく、主張自体失当

なものであることが明らかなのである。

2 原告らは、本件において、利水上、ハツ場ダム建設事業からの撤退（ダム使用権設定申請の取下げ）と特定多目的ダム工事負担金等の支出の差止めを求め、また、治水上、治水に関する地方負担金の支出の差止めを求めているが、要は、司法によりこれらを差し止めることにより国のハツ場ダム建設事業の中止又は茨城県の当該事業からの撤退を求めているものにほかならない。

仮に、司法によりハツ場ダム建設事業が強制的に中止されることとなるとき（このような事態は全く想定されていないため、あくまで仮定の話であるが）、利水上、茨城県は、ハツ場ダムによる利水上の利益（水利権）を失い、現在許可を受けている暫定豊水水利権も失って給水区域の県民や企業の生活、活動に多大な支障を生じさせることになるにとどまらず、茨城県（茨城県企業局）がこれまででに国庫に納付した利水に係る特定多目的ダム工事負担金約99億円（平成20年12月末現在）は、還付されないことになると思われ（これまでの拠出金額は、特定多目的ダム法12条ただし書、同法施行令14条の2第2号による不要支出額（既に実施した工事、取得した用地等のうち、不要となる部分に要する費用及び変更に伴う諸費用）になると思われる。）、また、治水上、茨城県民特に利根川沿いの県民の生命、身体、財産に危険を及ぼすことになるのみならず、これまで国庫に納付した治水に関する茨城県の地方負担金約36億円（平成20年12月末現在）は、還付されないし（同負担金の還付を規定する法令はないためである。）、事業中止の際、ダムの建設地で行われている道路や鉄道の付け替え工事、災害防止工事のように中途では放置しておくことができない工事については、当然関係都県は追加負担を求められることとなる。その他、水特法負担金約12億円（平成20年12月末現在）、基金負担金約3億円（同上）は還付される可能性は低いうえ、ダム建設事業が中止されても、それまでのダム事業に伴い水源地域に影響が残っている場合はその回復のために必要な事業を継続しなければならず、さらなる負担を強いられる可能性があるほか、ダム建設を強く望む地元にも多大な損害を与えその補償等の問

題もあり、他面で今後免れ得る支出があるにせよ、茨城県の損失は計り知れないものがある。

また、仮に、司法により利水上の必要性を理由に茨城県がハツ場ダム建設事業から撤退させられることになると（同様にあくまで仮定の話であるが）、他の利水者が参画しない限りこれまで茨城県が負担した利水に係る特定多目的ダム工事負担金は還付されないことになると思われ（特定多目的ダム法12条ただし書、同法施行令14条の2第2号）、他の利水者の費用負担割合が増加するため、他の利水者に多大な損失を与えることとなる。また、茨城県が撤退しても事業の縮小がない限り、各利水者の負担の上限が定められているため、それを超える負担金は撤退後も茨城県が支払うこととなる（特定多目的ダム法7条1項、同法施行令1条の2第2項1号）。水特法負担金、基金負担金についても、他の関係都県との協議によることになるが、還付される可能性は低く、茨城県がダムから撤退した場合でも水源地域整備事業は継続されており、撤退後の負担金についても負担を強いられることになると思われる。

住民訴訟制度の目的とする地方財務の観点からみると、原告らの本訴請求は上記のような事態になることを求めるということに帰着する。このような茨城県に財産上の損失を及ぼすことを求めるというおかしな請求は、要するに、本訴請求が住民訴訟制度の目的である地方財務の適正化を目的とするものではなく、ハツ場ダム建設の要否という一般行政上の政策判断を訴訟の対象としているからにはほかならないからである。

第3 ハツ場ダムの建設に関する基本計画の第3回変更について

- 1 国土交通省が実施するハツ場ダム建設事業の根拠となる特定多目的ダム法4条に基づく「ハツ場ダムの建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」については、被告らの準備書面（17）5・6頁に整理したとおりであるが、平成16年9月28日の第2回変更後、平成20年9月12日に基本計画の第3回変更（国土交通省告示第1121号。乙2555号証）が行われているため、

同(17)の主張について次のとおり補充する。

国土交通大臣は、基本計画の第3回変更に当たり、茨城県知事等関係都県知事としての茨城県知事に対し、同法4条4項に基づき平成20年1月に意見照会(乙204号証の1)を行い、これに対し、同知事は、茨城県議会の議決(乙204号証の2)を経て、同年3月に異議のない旨の回答(乙204号証の3)を行っている。また、同条同項に基づき同年1月のダム使用権設定予定者としての茨城県知事に対する意見照会(乙205号証の1)に対し、同知事は、同年3月に、要望を付して異議のない旨の回答を行っている(乙205号証の2)。

上記の基本計画の第3回変更の主な内容は、①ダムの建設の目的に発電(群馬県)が追加されたこと、②発電追加に伴い、建設に要する費用の負担者に群馬県(発電)が加えられ、発電参面に必要な負担金(建設に要する費用の1000分の1, 約4.6億円)は群馬県が負担すること及びこれにより各都県等の治水及び利水の負担額は、建設に要する費用の額から上記群馬県が負担する発電の負担額(建設に要する費用の1000分の1)を減じた額に従前の負担比率を乗じた額となったこと、③ダム本体の地質調査等の結果、本体施工に必要な基礎掘削深を15メートル上げられることが確認されたことによりダムの堤高(基礎地盤から堤頂までの高さ)が131.0メートルから116.0メートルに縮小されたこと、④事業の進捗状況に鑑み、工期が昭和42年度から平成27年度までの予定(変更前は、昭和42年度から平成22年度までの予定)に変更されたことである。

2 今回の基本計画の変更により、河川法59条、60条1項及び63条に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の治水に関する負担額が、建設に要する費用の額から群馬県が負担する発電の負担額(建設に要する費用の1000分の1)を減じた額に従前の負担比率1000分の546を乗じて得た額に変更されたので、茨城県が八ッ場ダム建設事業の治水に関し負担する地方負担金の総額は、約125億円となった。被告らの準備書面

(3) 4・5頁を以上のとおり補充する。

同様に、茨城県（水道）の特定多目的ダム工事負担金の総額は、建設に要する費用の額から群馬県が負担する発電の負担額（建設に要する費用の1000分の1）を減じた額に従前の負担率1000分の31を乗じて得た額に変更されたので、約142億4000万円（国庫補助金を含む。）となった。被告らの準備書面（3）6・7頁を以上のとおり補充する。

第4 「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」の変更について
ハッ場ダム建設事業は、水資源開発促進法に基づく「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（フルプラン）に位置づけられており、昭和63年2月に閣議決定された第4次フルプラン（乙9号証。その後一部変更されている。）は、平成20年7月に第5次フルプラン（乙210号証）として変更されているため、次のとおり補充する。

第5次フルプランでは、ハッ場ダムの平成16年9月の参画水量の減量に伴うハッ場ダムの建設に関する基本計画の第2回変更（乙13号証）が位置づけられている。

国土交通大臣は、フルプランの変更にあたって、水資源開発促進法（第4条第5項において準用する同条第1項）の規定に基づき、平成20年1月、茨城県知事に対してフルプラン変更についての意見照会（乙256号証）を行い、これに対し同知事は平成20年3月に、異議のない旨の回答（乙257号証）をし、他の関係都県知事においても同様であり、平成20年7月4日の閣議決定を経て、同月11日告示（乙210号証）されたものである。

なお、フルプランでは、水需給における供給の目標を達成するために必要な施設として各ダム事業が位置づけられているが、嶋津暉之氏の意見書に対する意見書（乙225号証第3の1（2）ア及びイ）に述べられているとおり、ハッ場ダムのような個別のダム事業を拘束するようなものではない。

第5 地元情勢等について

1 ハツ場ダム建設事業は、国及び関係都県（茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県）が関係法令等に基づいて必要な手続を踏んだ上で、建設を進めている国家的プロジェクトであり、国（国土交通省）、茨城県を含む関係都県、ダム建設予定地の地元町村、地元住民が一体となってその早期完成を目指しているものである。

地元群馬県においては、平成20年12月群馬県議会の本会議で、「ハツ場ダム建設事業の早期完成を求める意見書」（乙258号証）を可決し、地方自治法99条の規定により衆参両院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・国土交通大臣あて群馬県民の総意としてハツ場ダム建設事業の早期完成を求める要望を行っており、また、地元町村（群馬県吾妻郡町村会、町村会議長会）においても、平成20年11月に国土交通大臣及び民主党の代表等に対して、ハツ場ダム建設事業の早期完成は吾妻郡の全町村民の願いであるとの「要望書」（乙249号証の1及び2）を提出している。

地元住民においても、過去の一時期に反対闘争はあったものの、現在は地元住民すべてがハツ場ダムの早期完成を願っている状況にあり、その具体的な行動として、地元川原湯温泉旅館組合長と川原湯温泉観光協会長の連名でハツ場ダム建設事業継続と早期完成を求め、「群馬県吾妻郡長野原町のハツ場ダムの早期完成のお願い」（乙250号証）を国土交通大臣及び民主党等に提出している。

2 平成20年11月4日の前橋地方裁判所の現地進行協議の際に、川原湯温泉駅周辺にはハツ場ダム建設に反対する集団が押しかけ、横断幕やのぼり旗を掲げ、無許可でダム反対を叫ぶ示威行為を行ったが、この行為は地元住民からひんしゆくを買い、地元住民の気持ちを逆撫でするものであったようである。

このことについては、地元観光協会のインターネットのホームページで断固抗議したい旨が掲載されており（乙252号証の1）、さらに、地元川原

湯温泉観光協会長から関係者あてに今後はこのような行動を起こさないようにとの「申入書」(乙252号証の2)が提出されている。

3 原告らは、ハツ場ダム建設事業に法律上の利害関係を有するものではないが(住民訴訟は客観訴訟としての民衆訴訟である。)、本訴請求を含む原告らの行為は、ハツ場ダム建設の影響を直接受ける地元にとって、大いに迷惑ないは妨害行為となっているようである。

第6 まとめ

これまで繰り返し述べてきたとおり、本訴請求はすみやかに棄却(一部却下)されるべきものである。

以上